

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第1区分
 【発行日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【公開番号】特開2013-238171(P2013-238171A)
 【公開日】平成25年11月28日(2013.11.28)
 【年通号数】公開・登録公報2013-064
 【出願番号】特願2012-111869(P2012-111869)
 【国際特許分類】

F 0 1 N 3/28 (2006.01)

B 0 1 D 53/86 (2006.01)

【F I】

F 0 1 N 3/28 3 1 1 N

B 0 1 D 53/36 Z A B C

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月12日(2015.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

処理構造体と、
 前記処理構造体を収容する金属製のケーシングと、
 前記処理構造体と前記ケーシングとの間に配置される保持材と
 を備えた気体処理装置であって、
 前記保持材は、シリカ繊維製であり、
 前記保持材の嵩密度は、 0.35 g/cm^3 以上、 0.45 g/cm^3 以下であり、
 前記保持材の単位面積あたりの保持力は、 6.00 N/cm^2 以上である
 ことを特徴とする気体処理装置。

【請求項2】

処理構造体と、
 前記処理構造体を収容する金属製のケーシングと、
 前記処理構造体と前記ケーシングとの間に配置される保持材と
 を備えた気体処理装置であって、
 前記保持材は、アルミナ繊維製であり、
 前記保持材の嵩密度は、 0.35 g/cm^3 以上、 0.45 g/cm^3 以下であり、
 前記保持材の単位面積あたりの保持力は、 4.15 N/cm^2 以上である
 ことを特徴とする気体処理装置。

【請求項3】

前記保持材の前記ケーシングへの挿入が完了した時点から24時間以上の時間が経過した時点における前記保持力の、前記挿入が完了した時点から5分以内の時間が経過した時点における前記保持力に対する割合が120%以上である
 ことを特徴とする請求項1又は2に記載の気体処理装置。

【請求項4】

処理構造体と、
 前記処理構造体を収容する金属製のケーシングと、
 前記処理構造体と前記ケーシングとの間に配置される無機繊維製の保持材と

を備えた気体処理装置であって、

前記保持材の前記ケーシングへの挿入が完了した時点から24時間以上の時間が経過した時点における前記保持材の単位面積あたりの保持力の、前記完了した時点から5分以内の時間が経過した時点における前記保持力に対する割合が120%以上である

ことを特徴とする気体処理装置。

【請求項5】

前記保持材の嵩密度は、 0.35 g/cm^3 以上、 0.45 g/cm^3 以下であることを特徴とする請求項4に記載の気体処理装置。

【請求項6】

前記無機繊維は、シリカ繊維又はアルミナ繊維であることを特徴とする請求項4又は5に記載の気体処理装置。

【請求項7】

前記保持材は、シリカ繊維製であり、前記保持材の嵩密度は、 0.35 g/cm^3 以上、 0.45 g/cm^3 以下であり、前記保持材の単位面積あたりの保持力は、 6.00 N/cm^2 以上であることを特徴とする請求項4に記載の気体処理装置。

【請求項8】

前記保持材は、アルミナ繊維製であり、前記保持材の嵩密度は、 0.35 g/cm^3 以上、 0.45 g/cm^3 以下であり、前記保持材の単位面積あたりの保持力は、 4.15 N/cm^2 以上であることを特徴とする請求項4に記載の気体処理装置。

【請求項9】

請求項1乃至8のいずれかに記載の気体処理装置を使用して、気体を処理することを特徴とする気体処理方法。